



広島県からのお知らせ

(八幡湿原自然再生事業について)



平成19(2007)年3月22日

平素は、八幡湿原自然再生事業をはじめ、広島県の環境行政にご理解とご協力をいただき誠にありがとうございます。

さて、3月4日(日)に開催されました第9回八幡湿原自然再生協議会で、八幡湿原自然再生事業の事業対象地の愛称が、次のとおり決まりました。

事業対象地の愛称は

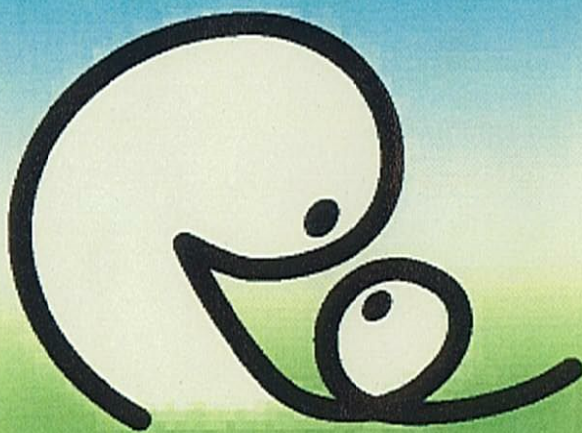
きりがたに
霧ヶ谷湿原

です。

皆さんから多くの応募があったこと、湿原にも地形にもマッチし、きれいで、イメージをかきたてやすい名前であること、読みやすいことなどの理由でこの名前とさせていただきます。たくさんの御応募ありがとうございました。(詳細は添付の資料参照)

また、八幡湿原自然再生事業のロゴマークも次のとおり決まりました。

八幡湿原自然再生事業ロゴマーク



ロゴマークの意味

湿原の再生(Re-storation)を成し遂げるためには、工事が行われた後にも再調査(Re-survey)を行ってそれを報告(Re-port)し、管理の方法を再検討(Re-view)して、実行するという手順が必要になります。このような管理を「順応的管理」と呼びますが、ポイントになるのは調査・報告・検討・実施というサイクルの繰り返し(Re-peat)です。このページにも使っているロゴは、「繰り返し」や「後世に」という意味を持つ「Re」を図案化しました。大人と子供が向かい合って何かを伝えているようにも見えますか?今後、このマークを見たら八幡湿原の自然再生を思い出してくださいね。(「西中国山地自然史研究会会報「苜尾」15号(平成18年6月発行)」あとがきより抜粋)

来年度から行う自然再生事業の工事については、近日中に地元説明会を開催する予定ですので、その節はまたよろしくおねがいします。

【ご意見・ご質問があれば、

下記までご連絡ください。】

広島県環境部環境対策局自然環境保全室
自然公園管理グループ 石崎

〒730-8511 広島県広島市中区基町 10-52

電話 082-513-2931

FAX 082-227-4815